

自由権規約委員会に対する情報提供要請回答

2014年7月（対日最終見解採択）以降にとった措置に関する情報提供を要請（日本がお詫びし、元慰安婦のケアのために830万ドルの支払いを約束したとされる2015年12月の日韓合意に関する情報含む。）する。

1. 日韓両政府間では、慰安婦問題の早期妥結に向けて真剣に協議を行い、2015年12月28日、ソウルにて日韓外相会談が開催され、両外相は両国の合意内容（別添）について共同記者発表を行った。また、同日後刻、日韓首脳会談が行われ、日韓両首脳はその合意を確認した。

2. 日本政府は、これまでもアジア女性基金等を通じて本問題に真摯に取り組んできたが、日韓合意を受け、2016年7月28日、韓国政府が元慰安婦の方々のための事業を実施する財団を設立し、8月31日、日本政府は同財団に対し10億円の支出を行ったところ。

3. 日韓両政府は、既に高齢な元慰安婦のためにも、両国政府で協力し、合意を引き続き誠実に実施していく。日韓両政府が多岐なる外交努力を払って達成した日韓合意は、潘基文国連事務総長をはじめ、国際社会が歓迎しているのみならず、韓国人元慰安婦の多くも肯定的に評価しているとされているところである。

（自由権規約委員会は）次のためにとった措置に関する情報提供を要請する。

- (a) すべての事案の調査、並びに加害者の訴追及び処罰
- (b) 被害者及びその家族に対する完全な賠償の提供
- (c) 入手可能な全ての証拠の開示
- (d) 被害者を中傷し又は事象を否定する試みの非難
- (e) 教科書での言及を通じた生徒の啓発

1. 「(a) すべての事案の調査、並びに加害者の訴追及び処罰」及び「(c) 入手可能な全ての証拠の開示」について、日本政府は、1990年代初頭以降、慰安婦問題が日韓間における政治問題として取り上げ始められた際、事実関係に関する本格的な調査を行った。右調査とは、関係省庁における関連文書の調査、米国国立公文書館等での文献調査、更には軍関係者や慰安所経営者等各方面への聞き取り調査や挺対協の証言集の分析等である。これら調査の結果は既に公表されているほか、調査の過程で発見された資料も既に開示されている。

2. 第二次世界大戦における日本国民の戦争犯罪に関しては、(1) 東京において行われた極東国際軍事裁判所の裁判、(2) 東京において行われたいわゆるGHQ裁判及び(3) 連合各国が開いた法廷において行われた裁判があったと承知している。例えば、旧オランダ領東インド（現インドネシア）において、一部の旧日本軍軍人が上官の命令や本人の同意を条件とする軍の規則に反し、外国人女性に売春を強要した行為があったが、同事案では、(旧日本)軍は実態を承知した後、同慰安所を閉鎖しており、この事件に関わった者は、戦後、BC級戦犯裁判で裁かれ、被告12名中、1名が死刑、8名

が懲役刑の判決を受けた。その上で申し上げれば、個々の事案の事実関係を含む当時の状況に関する個別具体的な検証を今から遡って政府として行うことは極めて困難であり、「加害者の訴追及び処罰」は考えていない。

3. 「(b) 被害者及びその家族に対する完全な賠償」について、先の大戦に関わる賠償並びに財産及び請求権の問題について、日本政府は、米、英、仏等45か国との間で締結したサン・フランシスコ平和条約及びその他二国間の条約等に従って誠実に対応してきており、これらの条約等の当事国との間では、元慰安婦の問題を含む個人の請求権の問題について、解決済みである。

4. 特に、韓国との間では、日韓請求権協定第2条1が、「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と規定している。

5. なお、日本政府は、道義的な観点から既に高齢になられた元慰安婦の方々の現実的な救済を図るための様々な措置を講じてきていることについては、既にフォローアップ文書で提出したとおり。

6. 「(d) 被害者を中傷し又は事象を否定する試みの非難」について、日本政府としては、慰安婦問題を否定する意図は毛頭ない。戦後70年という節目に当たり、2015年8月14日に発表された内閣総理大臣談話において、安倍総理大臣は、「20世紀において、戦時下、多くの女性たちの尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を、この胸に刻み続けます」、「21世紀こそ、女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、世界をリードしてまいります」との決意を示している。

7. 「(e) 教科書での言及を通じた生徒の啓発」について、教育については、法律に定められた、学校が編成する教育課程の基準である学習指導要領において、第二次世界大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことなどについて理解させることとしている。教科書については、学習指導要領に基づいた上で、具体的に何を記述するかは民間の教科書発行者の判断に委ねられており、そのうち慰安婦について記述した教科書もある。

(了)